

JASマークに付与する標語ガイドライン

第1版：2019年3月29日

第2版：2026年5月26日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室

目次

ページ

序文	1
1 適用範囲	1
2 対象	1
3 用語及び定義	1
4 標語の付与の留意事項	2
4.1 標語の設定	2
4.2 表示箇所等	2
4.3 標語の通知	2
5 統一標語の付与	2
5.1 統一標語の設定	2
5.2 統一標語の留意事項	2
5.3 統一標語の周知・付与	2

JAS マークに付与する標語ガイドライン

序文

このガイドラインは、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下“JAS 法”という。）に基づく認証（以下“JAS 認証”という。）の制度において、認証事業者が、JAS マークの様式に近接して、標語を表示するに当たって、JAS 法及びその関係法令に規定するもののほか、参考となる事項を規定したものであり、JAS 認証に関わる関係者（認証事業者、登録認証機関、事業者団体、一般消費者等）の JAS マーク及び JAS 認証に対する理解を促進することを目的としている。

このガイドラインを活用し、認証事業者及び登録認証機関においては、適切な JAS マークの表示、認証業務の実施等の参考とされたい。

注¹ 格付又は適合に係る日本農林規格の内容を示す文字、絵その他の事項をいう。

1 適用範囲

このガイドラインは、認証事業者が、格付又は適合の表示に関する告示（格付又は適合の表示の方法の項において、標語の付与を規定しているものに限る。）に係る標語の付与において参考となる事項を規定する。

2 対象

標語の付与については、主に一般消費者向けの JAS に係る JAS マークを対象とする。ただし、対象外の JAS マークに適用することを妨げるものではない。

注記 標語の付与は、当該 JAS 認証の国内外における訴求力を高めることを目的として行う。

3 用語及び定義

このガイドラインで用いる主な用語及び定義は、JAS 法及びその関係法令によるほか、次による。

3.1

JAS

日本農林規格。

3.2

JAS マーク

格付の表示又は適合の表示。

3.3

標語

格付又は適合に係る JAS (3.1)の内容を示す文字、絵その他の事項。

3.4

標語の付与

標語(3.3)を JAS マーク(3.2)の様式に近接して表示すること。

4 標語の付与の留意事項

4.1 標語の設定

認証事業者が標語を付与する場合は、以下 **a)** ～**c)** に留意し、標語を設定すること。

- a) 格付又は適合に係る JAS 又は JAS 認証の内容を誤認させるようなものでないこと。
- b) JAS 又は JAS 認証の詳細を認識する機会の少ない一般消費者にとって、理解しやすいものであって、JAS 又は JAS 認証の内容を端的に示すものであること。
- c) 標語の言語は、原則として邦語とすること。なお、英語により JAS 認証の訴求力が高まると思われる場合は、英語も可能である。

注記 格付又は適合に係る JAS の内容を誤認させるようなものとして、例えば、JAS の基準及び認証の技術的基準から逸脱した表現や事実と相違する表現などが該当する。

例 1 農林物資の品質に関する JAS は一定の基準を満たしたものであるが、最上位を思わせる標語として“最高品質”などと設定

例 2 国際規格を基礎としていない JAS についての標語として“国際規格準拠”などと設定

4.2 表示箇所等

認証事業者は、JAS マークの様式に近接した箇所で、かつ、一般消費者が視認しやすい箇所に標語を表示すること。なお、JAS マークの様式に標語を重ねてはならない。

注記 JAS マークを表示する媒体（農林物資、その包装・容器、送り状、広告等）ごとの特性に応じて、適切な標語の大きさ、配置（JAS マークの上、横、下等）、配色等を考慮することが望ましい。

4.3 標語の通知

認証事業者は、標語を設定した場合、当該 JAS に係る認証を受けた登録認証機関に通知すること。

5 統一標語の付与

5.1 統一標語の設定

各 JAS に係る農林物資又は農林物資の取扱い等の方法に関係する事業者団体等は、登録認証機関と連携し、統一した標語（以下“統一標語”という。）を設定することができる。

注記 標語の付与は、一般消費者が一見して規格の内容を認識し、また、同じ規格に対して同じ表現であることが分かりやすいため統一標語を設定することが有効である。

5.2 統一標語の留意事項

統一標語の設定に当たっては、**4.1 a)**～**c)**のほか、以下 **a)**及び**b)**に留意すること。

- a) JAS 又は JAS 認証に係る関係者の意向を可能な限り反映すること。
- b) 原則として JAS ごとに設定すること。なお、JAS を構成する個別の規格（例えば、“しょうゆの JAS”における“こいくちしょうゆの規格”や“うすくちしょうゆの規格”）ごとに設定することも可能である。

5.3 統一標語の周知・付与

事業者団体等は、統一標語を設定した場合、登録認証機関と連携し、当該 JAS の認証事業者に周知すること。また、統一標語が設定された JAS の認証事業者は、統一標語を付与した JAS マークを表示することが望ましい。